

法第96・97条に関する手続き

周知の埋蔵文化財包蔵地(=遺跡)外で、その土地の所有者又は占有者が新たに遺跡と認められるものを発見した場合は、現状を維持した上で、速やかに法第96条に基づく届出(開発事業が国・地方公共団体又は政令の定める法人等による場合は、法第97条に基づく通知)をする必要があります。

届出書等は、大阪府教育委員会教育長(政令指定市において発見された場合は、当該市教育委員会教育長)あて2部提出してください。

<届出書等の記入のしかた>

(第1面)

・届出書等は、発見した遺跡の現状を変更することなく、速やかに提出してください。

・住所及び氏名等

その土地の所有者又は占有者の住所及び氏名(国・地方公共団体の機関及び法人等の団体の場合は、団体名称及び代表者氏名並びに本部の所在地)を記入してください。

(別記2)

・別記1を参照のうえ、記入してください。

・記入する内容や添付書類の種類・様式等がわからない場合は、当該市町村教育委員会文化財主管課にお訊ねください。

・添付書類として、遺跡発見の契機となった工事等を実施する場所の位置図と工事概要(特に基礎工事の配置図及び断面図、その他浄化槽等の配置図及び断面図)がわかる図面一式(A4版を基本とする)を添付してください。

・位置図は、市販の市街地図・住宅地図等で、縮尺1万分の1以上の精度で工事箇所が確認できるものを添付してください。